

〈第1号〉

第12期 事業報告

自 2022年7月 1日

至 2023年6月30日

I. 事業概要

公益社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する事を目標に掲げ、第12期の主な公益事業を下記のとおり実施いたしました。

1. 第3期で長野県下全ての公立小学校に絵本「じめんのボタンのナゾ」を寄贈したことを契機に提案した「ここ石プロジェクト」における校庭への徒競争用トラック、野球、サッカーコート等の指標設置事業は相当の反響があり、今まで実施した学校からは、第12期においても再度の要請がありました。今年5月の新型コロナウイルス5類への引き下げ後には、新たな学校からの依頼もあり、第13期においても同様の公益目的事業の啓発活動を進めたいと考えています。

第4期に全社員に無料配付した協会名を背中に入れた安全ベスト及び第7期に協会設立30周年を記念して作成したブルゾンは、着用していることを条件に傷害保険に加入しており、この保険契約期間を令和6年2月1日まで更新しました。この保険は一般事件処理中に発生した災害にも適用されるため、作業時に常に着用することで、当協会のアピールに繋がるものと考えております。また、補助者に対しても実費相当額（同じ保険に加入）にて多数の配付をしており当協会のアピールに貢献していただいております。この安全ベストは我々の思惑以外に法14条地図作成作業において、明確な身分証明書となり、過去、一筆地立会時にあった協会への身分照会、苦情等が減少したという効果をあげております。

2. 「Ⅷ系原点」、「信濃の国の重心」及び第10期に土地家屋調査士制度制定70周年を記念して松本市総合体育館南側に設置及び観測を行った「土地家屋調査士制度発祥の地」の1級公共基準点の維持管理を行い公共基準点の意義の浸透に努めました。

3. 当協会が「社会貢献と不動産に係る国民の権利の明確化を推進する」公益法人であること、実施している公共嘱託登記は重要かつ専門性が高いことを知っていただく観点から、飯田市においては市内に3級基準点を設置しました。

昨期まで官公署の皆さんや広く一般市民の皆さんに向けた研修会及びシンポジウムは新型コロナウイルスの影響により中止としておりましたが、今期においては5月24日に松本市のアルピコプラザホテルにて「これでわかった？所有者不明土地問題：概要編」として公開シンポジウムを開催いたしました。基調講演の第一部として法務省大臣官房参事官 大谷太氏による「所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し」、第二部では国土交通省土地政策課企画専門官 武藤秀明氏による「所有者不明土地の行政上の対策の概要」についての講演をいただきました。第三部ではパネルディスカッションとして基調講演をしていただいた講師に加え、パネリストとしてラジオパーソナリティ塚原正子氏、長野県公共嘱託登記司法書士協会理事長 内船正俊氏と当協会理事長 塩川豊の3名にコーディネーターとして当協会副理事長 三原雅が加わり、所有者不明土地の解消について議論をいたしました。この公開シンポジウムはタイムリーな講演内容と実際に法律の作成と運用にかかわっている方々の講演とあって大変好評で、官公署の皆さんや一般市民の皆さん合わせて200名以上の参加者がありました。

4. 長野地方法務局より受託した登記所備付地図作成作業に関して、長野市大字北尾張部、大字石渡、大字南堀、大字小島地区の各一部0.47平方キロメートルについて、1年目の基準点設置作業及び2年目作業の立会、細部測量は当初の予定通り完了しました。これにより精度の高い地図が完成し、当協会の主目的である「不動産に係る国民の権利の明確化」を進めることに寄与できました。

5. 長野県、市町村等発注の業務については各地区担当理事をはじめ社員の努力により、長野県の未登記解消事業のほか、市関係では長野市、松本市及び佐久市における建築基準法第42条2項による後退線分筆登記作業の実施、松本市における官民境界立会業務の実施、中野市における国土調査法第19条5項の基準点設置作業及び、地図作成業務を実施いたしました。また長野市においては19条5項の地図作成業務受注に備える研究を継続しており、今

後の発注官公署に対する啓発、官民境界確定支援作業等の新たな事業活動の準備をしております。

6. その他

- i 業務処理後の検討と改善策の対応については、業務処理について出来得る限り複数の担当者で対応する事で成果の信頼性を担保するように努めました。これは成果に対し違う目線で検討を行うことの重要性に鑑み常態化したいと思います。残念ながら複数の担当者に対応できる作業は、現在比較的大きな事業のみで行われているのが現実であり受託報酬額の低廉化の問題もありすべての事業に対応してはおりませんが、今後全事業に対応する手法を検討して行きたいと思います。
- ii 事務局のサーバーを外部の攻撃から守るとともに、協会外へのウィルスメールの送信、拡散をブロックするために、複数の異なるセキュリティー機能を一つのハードウェアに集約した統合脅威管理を進めています。

最後に、来期は今期にまして名実ともに公益社団法人として着実に実力を発揮する体制を構築しその実力を社会に示し、公益目的事業を増進するために、社員、役員が一丸となって尚一層の活発な活動をして行かねばならないと確信しています。

事業報告の附属明細書

第12期事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する事業報告の附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しない。